

# 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第24条に規定する帳簿等の記載に関するガイドラインの概要

平成21年9月12日  
科学技術・学術政策局  
原子力安全課放射線規制室

## 【制定の経緯】

近年、放射性同位元素等の発見や紛失が頻発しており、昨年5月には、放射性同位元素の使用の廃止の際に放射性同位元素による汚染物を放置していた事業者がいたことが判明し、刑事告発、行政代執行にまで及んだ事件が発生した。

放射性同位元素やその汚染物の記帳は、それらの管理の基本となるものである。譲受け、譲渡し、保管、製造、使用等を一体として把握できるように記帳することにより、放射性同位元素やその汚染物の所在を明らかにするとともに、法令に定められた基準に従った取扱いを行っているかどうかを確認することにもなる。本ガイドラインは、上記のような状況を踏まえ、放射線障害防止法施行規則（以下「施行規則」という。）第24条第1項に規定されている記帳の内容や方法及び第26条第1項に規定されている廃止措置中の記帳についてより具体的に解説を加え、各事業所等での放射性同位元素やその汚染物の管理をより良いものにするために制定するものである。

## 【ガイドラインの主な内容】

- 放射性同位元素及びその汚染物の管理と記帳は一体であることを再確認し、放射性同位元素の受入れ又は製造といった管理下に入る行為（保管の開始）から、保管を経て、払出し、廃棄その他管理下から外れる行為（保管の終了）まで及びこれらに付随して行う工場又は事業所の外における運搬について、一体として把握できるように記帳するべきであることを示した。
- 帳簿の閉鎖とは、ただ単に帳簿を期間ごとに区切るのではなく、帳簿の集計及び在庫の確認を行うためにあるとの解釈を示し、集計の具体的方法について示した。また、施行規則第39条第3項の放射線管理状況報告書は、この集計した帳簿に基づき作成することを明示し、記帳と報告書の整合性の確保を図るようにした。
- 放射性同位元素及びその汚染物の種類及び数量について、記載内容を明示した。
- 帳簿を正確に集計できるようにするため、放射性同位元素の製造や減衰補正を行う場合等についても、具体的な記帳方法を示した。
- その他、施行規則に定められている記帳項目のうち解説が必要なものについて、具体的な記帳方法を示した。